

○徳島県警察旗の制式及び取扱いに関する訓令

(昭和60年2月20日本部訓令第3号)

改正 平成13年3月21日本部訓令第6号 平成30年3月30日本部訓令第13号
令和4年3月18日本部訓令第8号 令和5年3月17日本部訓令第8号

徳島県警察旗の制式及び取扱いに関する訓令を次のように定める。

徳島県警察旗の制式及び取扱いに関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、徳島県警察旗(以下「警察旗」という。)の制式及び取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(警察旗の種類)

第2条 警察旗は、次の3種類とする。

- (1) 本旗
- (2) 掲揚旗
- (3) 部隊旗

(警察旗の制式)

第3条 警察旗の制式は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

(警察旗の使用)

第4条 本旗は、次の各号のいずれかに該当する場合で、本部長が必要と認めるとき使用するものとする。

- (1) 県警察が主催する主要な行事
- (2) 警察職員の士気高揚を図るため必要なとき。
- 2 掲揚旗は、県本部、県本部分庁舎及び署の施設に掲揚し、又は掲示するものとする。
- 3 部隊旗は、部隊活動として必要なときに使用するものとする。

(警察旗の管理責任者)

第5条 警察旗の管理責任者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本旗 総務企画課長
- (2) 掲揚旗 総務企画課長及び配付を受けた所属の所属長
- (3) 部隊旗 警備部警備課長

附 則

- 1 この訓令は、昭和60年3月1日から施行する。
- 2 警察旗の制式に関する訓令(昭和55年徳島県警察本部訓令第19号)は、廃止する。

附 則(平成13年3月21日本部訓令第6号)

この訓令は、平成13年3月23日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成30年3月30日本部訓令第13号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

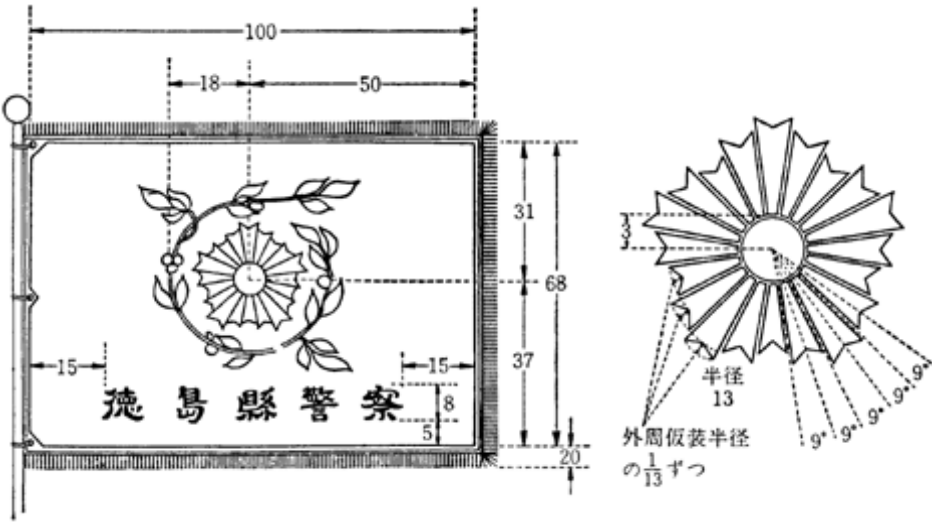
附 則(令和4年3月18日本部訓令第8号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月17日本部訓令第8号)

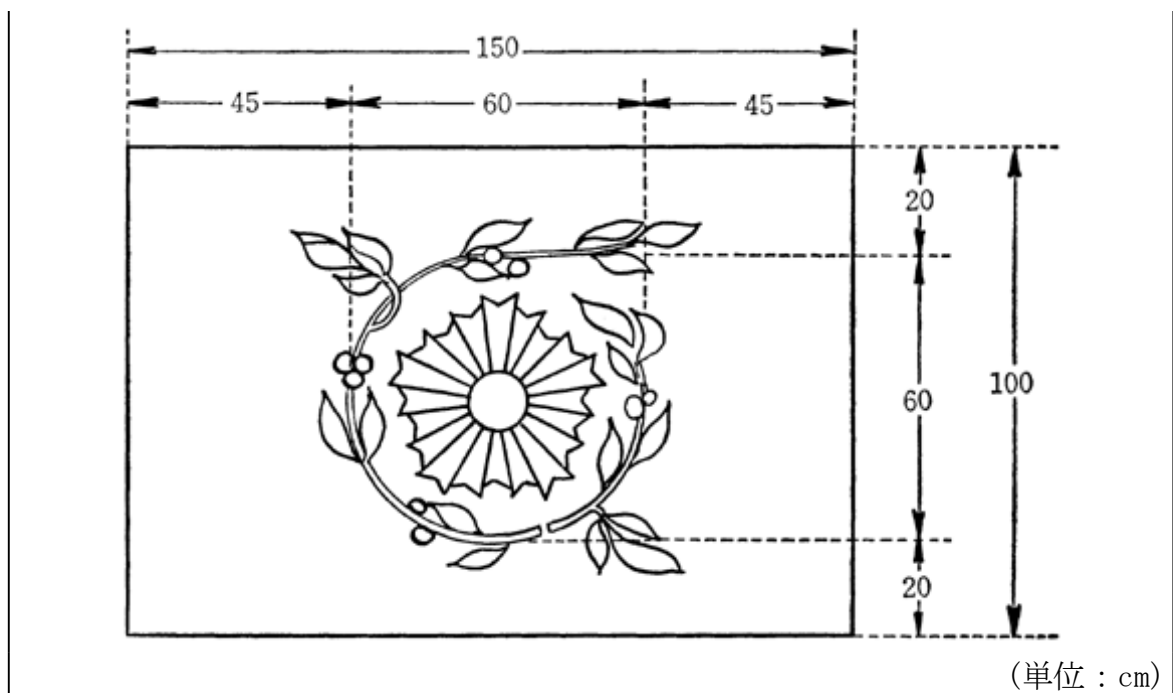
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

本旗の制式		
旗	地質、色	琥珀地、袷旗、藍色とする。
	標章	旗のほぼ中央に旭日章を配し、その外周を県木「やまもも」を徳島の「とく」にアレンジして囲んだものとする。
	警察名	旗の下方から上方に、5センチメートルの線に沿って、横に「徳島県警察」と表示する。
	刺しゅう	旭日章及び警察名を本金糸、やまももを銀糸、やまももの実をエンジ糸の盛り上げ総刺しゅうとする。
	飾り房	旗の縁に総金糸四段七宝フリンジを付する。
冠頭		標章打出し、三方正面本金糸メツキ仕上げとする。
旗竿		本榿製 青貝入 うるし塗棒とする。
形状		
		
(単位：cm)		

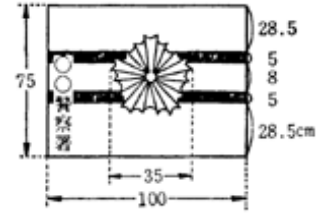
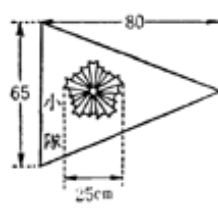
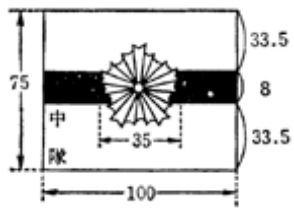
別表第2(第3条関係)

掲揚旗の制式	
1 旗地は藍色、旭日章は黄色、やまもも及び所属名は白色とする。	
2 旗の規格は、用途に応じて同一比率により伸縮することができる。	
3 掲揚旗に所属名を記入する必要があるときは、旗の下端の線に沿って上方に、横に所属名を記入することができる。	
形状	



別表第3(第3条関係)

部隊旗の制式	
警察本部旗	長形状とし、白地に赤色の横線3本、中央部に黄色の日章を配し、左端に徳島県警察本部と縦に黒書する。 形状は、図1のとおりとする。
現地警備本部旗	長形状とし、白地に赤色の横線4本、上部中央部に黄色の日章を配し、中央部に現地警備本部、その下段に徳島県警察と横に黒書する。 形状は、図2のとおりとする。
大隊旗	長形状とし、白地に赤色の横線3本、中央部に黄色の日章を配し、左端に大隊と縦に黒書する。 形状は、図3のとおりとする。
中隊旗	長形状とし、白地に赤色の横線1本、中央部に黄色の日章を配し、左端に中隊と縦に黒書する。 形状は、図4のとおりとする。
小隊旗	三角形状とし、白地に黄色の日章を中央部に配し、左端に小隊と縦に黒書する。 形状は、図5のとおりとする。
警察署旗	長形状とし、白地に赤色の横線2本、中央部に黄色の日章を配し、左端に警察署名を縦に黒書する。 形状は、図6のとおりとする。
形状	
図1 警察本部旗	図2 現地警備本部旗
図3 大隊旗	図4 中隊旗
図5 小隊旗	図6 警察署旗



(单位：cm)